

## 第24回

# 上富良野町農業委員会総会議事録

平成25年 6月10日

上富良野町農業委員会

## 第24回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成25年6月10日(月) 午後1時30分から午後2時35分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	欠員	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定  
日程第2 報告第1号 農地法第4条の諮問の答申について  
日程第3 報告第2号 農地法第4条の諮問の答申について  
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)  
日程第4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第5 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について  
日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第9 議案第4号 土地の現況証明書下付について  
日程第10 議案第5号 農地法第3条第2号第5号に定める農地の設定について  
(下限面積の設定)

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	坂弥 雅彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

## 8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」 ご着席ください。

開会の宣言

事務局長 只今より、第24回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
2番 三好利和 委員に合わせ、ご唱和ください。

三好委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。定数に達しておりますので、これより第24回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

---

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、12番 青地 修 君、1番 長谷川裕見 君を指名いたします。

---

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第4条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定に基づく諮問の答申、1件の報告をいたします。報告第1号朗読。

---

議 長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

---

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第4条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○番 ○○○○委員の退席を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退席)

議 長 報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定に基づく諮問の答申、1件の報告をいたします。報告第1号朗読。

---

議 長 報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

○番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。

(○番 〇〇〇〇委員 着席)

---

議 長 日程第4 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。

報告第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 報告第3号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の3件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

---

議 長 報告第3号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第3号を終わります。

---

議 長 日程第5 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。静修地区農用地利用改善事業実施組合から、次のとおり利用権の設定(所有権1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成25年6月10日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 所8番について、提案に関する補足説明を願います。

「1番 長谷川裕見 委員」

---

長谷川委員 1番 長谷川です。所8番について、補足説明いたします。  
5月7日に静修地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、美瑛町の〇〇〇〇さん、離農による売却であります。受け手、有限会社〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇〇〇道路の〇〇〇〇付近となります。全町公開での斡旋により、〇〇〇〇さんに〇〇〇として売却となりました。

抵当権について、美瑛町農業協同組合と連絡調整し、7月末には解消することを確認しております。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所8番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第6 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の2件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求め

る。  
平成25年6月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

---

議 長 議案第1号 1番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
「5番 館尾雄治 委員」

---

館尾委員 5番 館尾です。議案第1号 1番の補足説明いたします。

1番 出し手、〇〇〇〇さん、所在地は〇〇〇道路、〇〇〇〇の事務所の奥側となります。これまで、〇〇〇〇さんが賃貸借しておりましたが、今回規模縮小のため合意解約されたところです。受け手、〇〇〇〇さん、道路を挟んだ隣地に牧草を耕作しており、10a当たり3,000円の賃貸借となりました。  
慎重審議をよろしくお願いします。

---

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、議案第1号1番の質疑に入ります。  
発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第1号、1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第1号 2番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
「10番 石橋信次 委員」

---

石橋委員 10番 石橋です。議案第1号 2番の補足説明いたします。

2番 出し手、富良野市の〇〇〇〇さん、所在地は〇〇〇の〇〇〇と〇〇〇の田となります。受け手、富良野市の〇〇〇〇さん、他の〇〇〇〇さんの田を賃貸借されている方です。  
他の賃貸借をしている金額と同様に、10a当たり、10,000円での賃貸借となりました。  
慎重審議をよろしくお願いします。

---

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、議案第1号2番の質疑に入ります。  
発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第1号、2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第7 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。  
農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった次の1件について、審議を求める。  
平成25年6月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実  
許可申請は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設等の建設のため、転用計画に問題はないと考えます。  
審議資料として、農地法第4条調書を添付してございます。以下、内容を朗読。  
(※農振地域整備計画の変更予定を説明。)

---

議 長 議案第2号 1番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
「12番 青地 修 職務代理」

---

青地  
職務代理 12番 青地です。議案第2号 1番の補足説明いたします。  
1番、転用申請者は〇〇〇〇さん、所在地は、〇〇線〇〇号にあります。  
転用理由は、既存の宅地内では十分なスペースがなく、隣接する申請地に新たに農業用倉庫1棟を建設するものです。  
慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、議案第2号1番の質疑に入ります。  
発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第2号、1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第8 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。  
農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった次の1件について、審議を求める。  
平成25年6月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実  
いずれの計画も、農振地域外の第2種農地であり、転用目的に問題はないと考えます。  
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。以下、内容を朗読。

---

議 長 議案第3号 1番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
「1番 長谷川裕見 委員」

---

長谷川委員 1番 長谷川です。議案第3号 1番の補足説明いたします。

出し手、〇〇〇〇さん、農地は既に処分されておりますが、今回の1筆は、現状が畑でないため、処分されずに残っていた部分であります。所在地は、〇〇〇道路から〇〇〇橋を渡った付近であります。受け手、中富良野町の〇〇〇〇さんに、植林、売買となります。  
慎重審議をよろしく申し上げます。

---

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、議案第3号 1番の質疑に入ります。  
発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第3号、1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第9 議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。  
議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。  
農地法関係事務処理要領並びに上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。  
平成25年6月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実  
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

---

議 長 議案第4号 1番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。  
「11番 富田成一 委員」

---

富田委員 11番 富田です。5月27日に白井委員、岡和田委員とともに現地調査を行いました。申請地は、昭和56年頃から畑として利用されており、所有者も父親の〇〇〇〇さんが亡くなり、申請者である〇〇〇〇さんに相続されております。  
8筆とも畑として使用されている事を確認しましたので、宜しく申し上げます。

---



議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、議案第4号 1番の質疑に入ります。  
発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第4号、1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第4号 2番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。  
「2番 三好利和 委員」

---

三好委員 2番 三好です。6月3日に杉本委員、青地職務代理とともに現地調査を行いました。  
申請地は、昭和51年から〇〇〇〇〇として、農業用施設用地に使用されております。  
申請地部分も今回分筆されております。宜しくお願いします。

---

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、議案第4号 2番の質疑に入ります。  
発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第4号、2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第10 議案第5号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」(下限面積の設定)の件を議題といたします。  
議案第5号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定又は修正について審議を求める。  
平成25年6月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実  
審議資料として、2010農林業センサス、上富良野町農地基本台帳調べ等を添付して  
ございます。以下、内容を朗読。

※ 平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなっております。  
また、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）により、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
発言はありませんか。

---

青地 事務局より、もう少し「下限面積」の事について、補足説明をお願いしたい。下限面積  
職務代理 の設定とはどういう事なのか。

---

事務局 下限面積の設定ですが、農地法第3条での賃貸借、売買における際の要件の一つになります。この下限面積の要件を満たしていないと、農地の賃貸借や売買ができないこととなります。つまり、新規就農での農地取得にも関係が出てきます。  
イチゴなどは、2ha以内で営農計画を企てて資金調達をする方々もいるのではないかと。この議論もありますが、町全体として2haとして北海道と同様とするものです。

---

議長 ほかに発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第5号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。

第24回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

---

以上、報告3件、諮問1件、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時35分

上記第24回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成25年 6月10日

上富良野町農業委員会長

上富良野町農業委員

上富良野町農業委員